

復興交付金の効果促進事業一括配分等について

1. 復興交付金の効果促進事業一括配分について

東日本大震災復興交付金の第 2 回申請時に創設された、効果促進事業の一括配分に関して、要綱が示されましたので、お知らせします。

(1) 事業の概要

事業名：市街地復興効果促進事業

目的：復興交付金の使い勝手を抜本的に向上し、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するため

内容：以下の面的な市街地整備事業

- 防災集団移転促進事業
- 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
- 市街地再開発事業
- 津波復興拠点整備事業

の事業費の 20%を一括配分し、条件に合致する事業については事前の計画提出・承認を要さず実施可能とするもの。

仙台市配分額：事業費 約 68 億円

交付金 約 54 億円

(2) 運用について

対象となる事業については、事前の計画提出・承認は不要ですが、使途内訳について国土交通省へ事前の協議が必要となります。（提出窓口は復興庁）

この協議は、求められる資料など、一般的な交付申請に準ずる手続きとなっており、協議開始から回答までに要する標準的な期間は 30 日と要綱に定められています。

2. 復興交付金の第 4 回申請について

次回の申請では、平成 24 年度事業に加え、平成 25 年度事業（新規・継続とも）についても事業費を要求する予定です。

第 4 回申請に関する日程は、財政局と調整の上、後ほどお知らせします。